

軍属の刑事裁判管轄権

—米国の軍事域外管轄権法 (Military Extraterritorial Jurisdiction Act: MEJA) をめぐって—

樋 山 千 冬

- ① 米国の軍事域外管轄権法 (Military Extraterritorial Jurisdiction Act: 以下 MEJA) は、米国の領域外に所在する軍属や軍人・軍属の家族等であって合衆国の特別な海上管轄及び領域管轄の範囲内で1年を超える自由刑に服すべき犯罪を行った者を処罰する法律であり、在日米軍の刑事裁判管轄権をめぐる問題にも大きな意味を持っている。
- ② MEJA の制定の背景には、1960年に平時に文民を軍法会議で裁くことが連邦裁判所により違憲と判断された後、外国に駐留する軍隊に勤務する軍属の犯罪、軍隊に随伴する軍人・軍属の家族の犯罪等が米国の軍法会議によっても接受国によっても裁かれない「法の空白」と呼ばれる状態が続いてきたこと、さらに民間軍事会社の普及に伴う犯罪の増大といった事情が加わり、「法の空白」を解消しようとしたことがあった。
- ③ 米国内法上の問題点としては、連邦機関に雇用された者すべてに適用されるわけではないこと、対象となる犯罪が重罪に限られていること、初動捜査が軍に委ねられ連邦検察の資源が限られているために告発・訴追がなされない可能性があることが挙げられる。手続規則の不備が問題とされたこともあった。
- ④ 国際法上の論点としては、第一に、米国が刑事裁判管轄権を行使する根拠との関係があり、MEJA の執行・適用に際して米国軍隊の接受国の属地主義と競合する可能性がある。第二に、軍隊の有する法的地位及びそれを定める地位協定との関係がある。地位協定に基づき接受国が刑事裁判管轄権を行使するときには米国が MEJA を適用する余地はなくなるが、裁判管轄権が競合するときには同一の犯罪について米国と接受国の双方が訴追する可能性が生じる。第三に、例えば、日米間の地位協定において MEJA がどのように機能するかという問題がある。米国側に一次裁判権がある公務中の軍属の犯罪であっても、MEJA の対象とする犯罪に含まれなければ MEJA に基づく訴追も裁判も行われませんが、2011年11月の日米合同委員会合意のとおり米国が日本に通告を行えば、日本側が裁判管轄権を行使する機会が生じることになる。第四に、長期的な文脈から考えたときに、MEJA の制定と執行は、米国による領域外への管轄権の拡大と国内法の域外適用の事例の一つであるといえることである。

軍属の刑事裁判管轄権

—米国の軍事域外管轄権法 (Military Extraterritorial Jurisdiction Act: MEJA) をめぐって—

外交防衛課 樋山 千冬

目 次

はじめに

I 軍事域外管轄権法 (MEJA) の内容

- 1 適用対象となる犯罪
- 2 適用対象となる者
- 3 手続
- 4 MEJAの適用事例

II MEJA制定の背景

- 1 平時における軍属の裁判
- 2 違憲判決と「法の空白」
- 3 民間軍事会社

III 米国の国内法上の問題点

- 1 手続規則
- 2 適用対象
- 3 対象となる犯罪
- 4 告発・訴追の可能性

IV 国際法上の論点

- 1 刑事裁判管轄権を行使する根拠
- 2 軍隊の法的地位及び地位協定との関係
- 3 日米地位協定との関係
- 4 米国の管轄権拡大と連邦法の域外適用

おわりに

〈条文〉

はじめに

2011年1月に沖縄県那覇市で生じた米軍属による交通事故を契機として、日本に駐留する米軍の構成員、なかでも軍属による犯罪の裁判管轄権をめぐる問題が改めてクローズアップされた。同年3月、那覇検察庁は、当該軍属は公務中であり日米地位協定⁽¹⁾に従い米国が一次裁判権を行使するものとして不起訴処分とした。しかし、5月に那覇検察審査会が平時における米軍属の犯罪について接受国（駐留の受入国）側が裁判権を行使した事例を挙げて起訴相当と議決したことに加え、当該軍属の処分が軍内部のものにとどまったことが知られると世論の反発が広がり、11月に日米両政府が日米地位協定の運用改善で合意するとともに、当該軍属に対しては、在宅起訴を経て、2012年2月、那覇地裁において実刑判決がなされるに至った⁽²⁾。

これに関連して行われた国会審議で政府は、平時の軍属の公務中の犯罪について、2006年頃までは日米地位協定の規定にかかわらず米国が裁判権を放棄し日本が裁判権を行使する状態が事実上続いていたとする一方、米国において2000年に軍事域外管轄権法（Military Extraterritorial Jurisdiction Act: MEJA）⁽³⁾が制定され、

平時の軍属の犯罪が連邦裁判所で審理されるようになったことを明らかにした⁽⁴⁾。

この国会答弁で言及されたMEJAは、米国で軍法会議に服さない者に対する「法の空白」を埋める目的で制定された法律であり、執行上の問題や国際法上の問題を残しながらも、日本における適用事例もあり、在日米軍の刑事裁判管轄権をめぐる問題において日米地位協定と並び大きな意味を持っている。MEJAに関する米国内での議論は、駐留軍に属する米国人の間で生じた犯罪が裁かれないことを「法の空白」とし、その「法の空白」が解消されるべきという点を中心にあり、国際法上の管轄権との関係を考察したものはわずかである⁽⁵⁾。日本では国会審議とそれを受けた報道が見られたのみである⁽⁶⁾。

本稿では、その立法趣旨や問題点が知られていないMEJAの諸問題を論じる。以下、第I章ではMEJAの内容、第II章では制定の背景を紹介する。第III章では執行上の問題、第IV章では国際法上の問題を指摘する。また、末尾に合衆国法典からMEJAの全文及び関連条文の日本語訳を付す。

(1) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（昭和35年条約第7号）（以下、日米地位協定）

(2) 「米軍属に実刑判決 那覇地裁 地位協定見直し後初」『朝日新聞』2012.2.23.

(3) P. L. 106-523, 114 Stat. 2488. 2004年に改正。P. L. 108-375, 118 stat. 1811, sec. 1088.

(4) 第179回参議院法務委員会会議録第2号 平成23年10月27日 p.32; 第179回参議院法務委員会会議録第3号 平成23年11月22日 pp.12-14; 第179回衆議院外務委員会会議録第3号 平成23年11月30日 pp.14-17.

(5) e.g. K. Elizabeth Waits, “Avoiding the “Legal Bermuda Triangle”: the Military Extraterritorial Jurisdiction Act’s unprecedented expansion of U.S. criminal jurisdiction over foreign nationals,” *Arizona Journal of International and Comparative Law*, 23 (2) (2006), pp.530-534.

(6) 「米の姿勢転換 空白生む 軍属裁判権 那覇検察審が異議」『朝日新聞』2011.11.13; 「米軍属不起訴『日本の法で裁いて』地位協定見直し論再燃も」『東京新聞』2011.11.15; 「米軍属犯罪 公務で不起訴 06年から」『東京新聞』2011.11.24; 「法の空白 解消に一步 地位協定 米に裁量残る」『朝日新聞』2011.11.25; 「日米地位協定 運用改善でなく改定を」『東京新聞』2011.11.25. 当時の報道の中には、MEJA制定後の2006年以降に日本における米軍属の犯罪が訴追されず行政処分のみ行われたケースを指して「法の空白」と表現しているものがあるが、I章の4に示すように米国はMEJAを適用・執行しているのが事実である。ともあれ本稿で考察する「法の空白」とは、MEJA制定以前の問題である。なお、legal loopholeは直訳すれば「法の抜け穴」であろうが、本稿では「法の空白」に揃えた。

等が含まれる⁽⁹⁾。

I 軍事域外管轄権法 (MEJA) の内容

軍事域外管轄権法は、2000年11月22日に制定された法律である(2004年10月28日改正)。現行の合衆国法典(USC: United States Code)においては、第18編(犯罪及び刑事手続)第2部(刑事手続)第212章(軍事領域外管轄)第3261条から第3267条までとして編入されている。

この法律は、米国の領域外に所在する軍属や軍人・軍属の家族等であって「合衆国の特別な海上管轄及び領域管轄」の範囲内で1年を超える自由刑に服すべき犯罪を行った者を処罰するものである。また、被疑者の逮捕から合衆国への移送に及ぶ公判前の手続についても定めている。麻薬取引等、実行地を問わない犯罪には、「合衆国の特別な海上管轄又は領域管轄」の範囲であればMEJAは当然に適用されるという⁽⁷⁾。つまり、米国としては国外犯を処罰するための法律である。

1 適用対象となる犯罪

MEJAの適用対象とされるのは、「合衆国の特別な海上管轄及び領域管轄」(USC第18編第7条、本文末尾を参照)を構成要件とする重罪(felony)であり、これには放火(USC第18編第81条)、脅迫(第113条)、重傷害(同第114条)、盗罪(第661条)⁽⁸⁾、盗品の受領(第662条)、殺人(第1111条-第1113条)、誘拐(第1201条)

2 適用対象となる者

次の者がMEJAの適用対象となる。第一に、違反行為に関与した時点において統一軍事司法典(Uniformed Code of Military Justice、USC第10編第47章、以下UCMJ)の適用を受ける軍隊の構成員であった者で、軍務から離脱又は退役した後に違反行為が明らかになった者である(USC第18編第3261条(a)(2)、(d)(1))。軍隊の現役の構成員は、文民の共同被告人である場合にのみ適用される(第3261条(d)(2))。

第二に、合衆国の領域外において軍に雇用されていた者又は軍隊に随伴していた者である(第3261条(a)(1))。軍に雇用されていた者とは、国防総省・国防総省の義務的歳出を受けない諸機関⁽¹⁰⁾の文民の被雇用者、契約者及び契約者の被雇用者、さらに、他の連邦機関等の被雇用者並びに契約者及び契約者の被雇用者で国防総省の任務への支援に関係する者が含まれる(第3267条(1))。軍隊に随伴する者とは、軍隊の構成員又は軍に雇用されていた者の家族である(第3267条(2))。いずれの場合でも、接受国の国民又は接受国に通常居住する者には適用されない。

3 手続

MEJAは米国の領域外への適用を前提とした法律であることから、合衆国で公判が行わ

(7) *H. R. Rep.*, No.168-778, pt.1 (2000), pp.14-15; Glenn R. Schmitt, "The Military Extraterritorial Jurisdiction Act: the continuing problem of criminal jurisdiction over civilians accompanying the armed forces abroad: problem solved?" *Army Lawyer*, Dec. 2000, p.3; Waits, *op.cit.*(5), pp.523-524.

(8) "theft" 窃盗、横領、詐欺に当たる犯罪を包含する。Bryan A. Garner, editor in chief, *Black's law dictionary*, 8th ed., St. Paul: West, 2004, p.1516.

(9) Overseas Jurisdiction Advisory Committee, *The report of the advisory committee on criminal law jurisdiction over civilians accompanying the armed forces in time of armed conflict*, Apr. 18, 1997, p.41. Overseas Jurisdiction Advisory Committee(諮問委員会)についてはII章の3で述べる。

(10) 「士気・福利・レクリエーション基金」の拠出により運営される機関をいう。具体的には以下の国防総省指令を参照。DoD Directive 1015.1, "Establishment, Management, and Control of Nonappropriated Fund Instrumentalities," August 19, 1981; DoD Directive 1015.8, "DoD Civilian Employee Morale, Welfare, and Recreation (MWR) Activities and Supporting Nonappropriated Fund Instrumentalities (NAFI)," October 22, 1985. なお現行の指令は 1015.08, December 23, 2005. <<http://www.dtic.mil/whs/directives/corres/pdf/101508p.pdf>>

れるよりも前の手続を定めている。国防長官は、違反者を逮捕する者を指定し、逮捕された被疑者は合衆国に移送するため文民法執行機関 (civilian law enforcement authorities) に引き渡される (第 3262 条)。

実際の手続は、2005 年の国防総省訓令⁽¹¹⁾に定められている。この訓令では、諸手続における軍と司法省との関係が整理され、例えば、捜査を行った軍又は国防総省から司法省への告発の決定に必要な取調調書の提供、裁判地の決定に必要な被疑者の「明らかである最後の居住地」に関する情報提供、情報提供を受けた地方検察局による起訴と軍への通告、軍による被疑者の逮捕・勾留、弁護人の選任、軍の代表の検察特別補佐官への任命、被疑者の合衆国への移送等について定める。

逮捕については、犯罪の実行地及び被疑者が国外に所在することから、国防長官の指定した法執行機関による連邦の領域外での逮捕を認め (第 3262 条)、連邦法に基づく逮捕状や起訴状を前提条件としていない。犯罪の実行地である外国当局への被疑者の引渡しがなされる場合の司法共助についても定めている (第 3263 条 (a))。

4 MEJA の適用事例

2010 年 6 月 30 日現在での MEJA の適用状況は表 1 のとおりである。これによると、日本における適用事例が存在することが示されている。

II MEJA 制定の背景

MEJA にいう米国軍隊により雇用される者、

軍隊に随伴する者には、軍属や軍人・軍属の家族が該当することは定義規定である第 3267 条から明らかであるが、なぜこれらの者を適用の対象とする特別法の形で MEJA が必要となったのであろうか。

MEJA の制定の背景には、平時に文民を軍法会議で裁くことが連邦最高裁判所により違憲と判断されたことがある。平時の米国国内での文民の犯罪については裁判所で裁かれればもちろん違憲問題は生じない。外国に駐留する軍に勤務する軍属、軍に随伴する軍人・軍属の家族等は文民であり、その犯罪を米国の軍法会議によって裁くことは違憲であり、その一方で、接受国においても裁かれない。この「法の空白」と呼ばれる状態は 1960 年以降続いた。さらに 1990 年代終わりになると民間軍事会社 (private military company)⁽¹²⁾ の普及に伴う犯罪の増大といった事情が加わり、「法の空白」を解消するために MEJA が 2000 年に制定されることになった。

1 平時における軍属の裁判

一般的に、刑事事件の裁判管轄権は犯罪の発生地である国が領域主権に基づいて行使するが、平時に外国に駐留する軍隊については、軍隊の派遣国と接受国との間で軍隊の法的地位について定める地位協定 (Status of Forces Agreement: SOFA) を締結し、派遣国の刑事裁判管轄権を認めることがあり、日米地位協定もその一つの例である⁽¹³⁾。(この点については IV 章の 2 及び 3 で詳しく論じる。)

地位協定に従って米国側に裁判管轄権がある場合には、米国の国内法上は、軍隊の構成員に

(11) DoD Instruction 5525.11, "Criminal jurisdiction over civilians employed by or accompanying the armed forces outside the United States, certain service members, and former service members", March 3, 2005. <<http://www.dtic.mil/whs/directives/corres/pdf/552511p.pdf>>

(12) 一般には、武力紛争時又は紛争後に国籍国の領域外において国家の軍隊に関連する活動を行う会社をいい、兵器システムの維持管理、情報収集、軍や治安部隊の要員の訓練、捕虜等の尋問等を任務とし、検問、軍隊の装備や要員の警護といった武器の使用を伴う活動を行うこともある。Chia Rehnardt, "Private military companies," Rüdiger Wolfrum et al., eds., *The Max Planck encyclopedia of public international law*, Oxford; New York: Oxford University Press, 2012, v.8, p.467.

表 1 MEJA の適用状況 (2010 年 6 月 30 日現在)

	連邦検察庁に未送致	起訴又は告発	処分保留	不起訴
家族 - 成人	1	4	3	3
		トルコ (1) 沖縄 (2) ドイツ (1)	トルコ (1) 沖縄 (2)	オランダ (1) 日本 (1) 沖縄 (1)
家族 - 少年	0	3	7	0
		沖縄 (1) ドイツ (1) 韓国 (1)	日本 (3) 沖縄 (2) ドイツ (2)	
軍属	1	4	4	6
	日本 (1)	ドイツ (1) 日本 (1) 沖縄 (2)	アフガニスタン (1) 韓国 (1) 日本 (2)	イタリア (1) 日本 (4) 沖縄 (1)
契約者 (米国籍)	8	18	17	8
	イラク (5) アフガニスタン (1) クウェート (1) ジブチ (1)	イラク (12) アフガニスタン (3) サウジアラビア (1) イタリア (1) クウェート (1)	イラク (12) アフガニスタン (2) 日本 (2) クウェート (1)	イラク (7) 沖縄 (1)
契約者 (外国籍)	5	0	2	8
	イラク (5)		イラク (2)	イラク (8)
退役軍人	0	2	0	6
		イラク (2)		イラク (2) アフガニスタン (4)
USC 第 18 編 第 3261 条(d)(2)に該当する者 (文民の共同被告人である現役軍人)	0	0	1	0
			イラク (1)	

(注) 地名はいずれも犯罪の発生地。カッコ内は件数。沖縄の件数は個別に算定されているのでそのまま表記した。

(出典) “DoD MEJA statistics.” <http://www.dod.gov/dodgc/images/meja_statistics.pdf> at Joint Service Committee on Military Justice website <http://www.dod.gov/dodgc/jsc_business.html> から筆者作成

よる犯罪は原則として軍事司法に服する。具体的には、1950 年に制定された UCMJ に基づく軍法会議による審理が行われ、判決に基づき刑事罰が科されるほか行政処分がなされる⁽¹⁴⁾。軍属、軍人・軍属の家族は文民であり、連邦議会により宣言された戦争又は緊急事態行動にお

いては UCMJ の下に置かれるが、平時にはそうではない⁽¹⁵⁾。1957 年から 1960 年にかけての一連の連邦最高裁判所判決⁽¹⁶⁾によって、平時に文民の犯罪を軍法会議で審理することは、陪審制による裁判を受ける個人の権利を侵害するものであり合衆国憲法修正第 6 条に違反する旨

(13) Paul J. Conderman, “Status of armed forces on foreign territory agreements(SOFA),” Wolfrum et al., eds., *ibid.*, v.9, pp.588-589; R. Chuck Mason, “Status of forces agreement (SOFA): what is it, and how has it been utilized?” *CRS Report for Congress*, RL34531, Mar.15, 2012; 日米地位協定における刑事裁判管轄権については、本間浩『在日米軍地位協定』日本評論社、1996, pp.272-297; 他の地位協定との比較については、今井健一朗「アメリカの安全保障条約と米軍兵士による犯罪 米軍地位協定における刑事管轄権の国際比較」山口厚・中谷和弘編『安全保障と国際犯罪』(融ける境を超える法 2) 東京大学出版会、2005, pp.199-249. をそれぞれ参照。

(14) David A. Schlueter, *Military criminal justice: practice and procedure*, 7th ed., Newark: LexisNexis, 2008, pp.47-51.

(15) *ibid.*, pp.187-189. 文民への UCMJ の適用は、2006 年の改正によって緊急事態行動 (contingency operations, USC 第 10 編 第 101 条) にも可能となった (USC 第 10 編 802 条 (a) (10))。MEJA が制定された時点では宣言された戦争 (declared war)、つまり連邦議会による戦争宣言がなされたときに限られていた。

(16) Reid, Superintendent, District of Columbia Jail, v. Covert (1957), 354 U.S. 1; Grisham v. Hagan, Warden (1960), 361 U.S. 278; McElroy, Secretary of Defense, et al. v. United States ex Rel. Guagliardo (1960), 361 U.S. 281.

判示されたからである⁽¹⁷⁾。

2 違憲判決と「法の空白」

連邦最高裁による違憲判決は、あくまでも米国憲法上の観点からなされたものであって、接受国の領域主権を優先させるという趣旨ではなかった。実際のところは、米国の領域外に駐留する軍隊の軍属又は軍隊に随伴する軍人・軍属の家族の犯罪について、地位協定上米国側に一次裁判権がある場合でも米国側が裁判権を行使せずに、接受国の法令に反する犯罪であれば接受国の側が代わって裁判権を行使する状態が続いていたという⁽¹⁸⁾。米国の側から見ると、軍法会議では審理できず、また当時は連邦裁判所の管轄は原則として領域内に限られていたことから、連邦の領域外で生じた事件ゆえに連邦検察庁による訴追も連邦裁判所の審理もできない状況にあったといえる⁽¹⁹⁾。米国はこれらの犯罪に対する裁判管轄権を放棄し、反射的に接受国が裁判管轄権を行使することになっていたのである。日本においても、日米地位協定第17条による限り軍属は「軍法に服する者」であり、

軍属の公務執行中の犯罪について日本は一次裁判権を有しないことになるが、運用上、米国は軍属には公務証明を出さずに日本に裁判を委ねていたという⁽²⁰⁾。2011年3月の那覇検察審査会の議決も、この経緯を踏まえたものと考えられる。

とはいえ、米国が地位協定にかかわらず接受国による裁判管轄権の行使を認めても、米国人の間で生じた犯罪については、たとえ接受国の法令に違反していても接受国は無関心であり犯罪が処罰されないとの認識が米国側にはあった⁽²¹⁾。この点は、MEJA 制定時の連邦議会公聴会でも問題とされた⁽²²⁾。接受国の検察当局にしてみれば、米軍基地内で生じた事件については、そもそも立入りや捜査、被疑者の拘束に米軍の同意が必要であったり、事件の発生について知ることに困難が伴ったりするのであるから無理からぬ面があるが、米国の側からすればこれも「法の空白」の一因であるとされていたのである。ソマリアやハイチといった崩壊状態にある国家に展開する米軍の文民については、米国が裁判権を放棄し現地の司法当局に裁判を

(17) Glenn R. Schmitt, "Closing the gap in criminal jurisdiction over civilians accompanying the armed forces abroad: a first person account of the creation of the military extraterritorial jurisdiction act of 2000," *Catholic University Law Review*, 51(2001-2002), pp.60-70; Frederick A. Stein, "Have we closed the barn door yet? A look at the current loopholes in the Military Extraterritorial Jurisdiction Act," *Houston Journal of International Law*, 27(2005), pp.582-586.

(18) Gregory A. McClelland, "The problem of jurisdiction over civilians accompanying the forces overseas-still with us," *Military Law Review*, 117(1987, Summer), p.180; Paul J. Conderman, "Jurisdiction," Dieter Fleck, ed., *The Handbook of the law of visiting forces*, New York: Oxford University Press, 2001, pp.108-109.

(19) Conderman は、合衆国資産の窃盗を例に、米国法の域外適用による訴追が想定可能な犯罪があることも指摘しているが、現実には、捜査、召喚令状の発出、被疑者の逮捕・勾留・送致、裁判地の決定等、連邦法の執行と連邦裁での審理を行うには問題が生じたであろう。また、合衆国憲法修正第5条の保障する適正手続 (due process) の有無や同修正第6条の保障する刑事被告人の権利 (法律により定められた地区の公平な陪審による迅速な公開の裁判を受ける権利) との関係が争点となったかもしれない。これらの問題は MEJA では一応解決されているように思われる。Conderman, *ibid.*, p.109.

(20) 琉球新報社編『外務省機密文書一日米地位協定の考え方 増補版』高文研, 2004, pp.137-138.

(21) Thomas G. Becker, "Justice on the far side of the world: the continuing problem of misconduct by civilians accompanying the armed forces in foreign countries," *Hastings International and Comparative Law Review*, 18(1995), pp.277-295; Susan S. Gibson, "Lack of extraterritorial jurisdiction over civilians: a new look at an old problem," *Military Law Review*, 148(1995, Spring), pp.126-131; Overseas Jurisdiction Advisory Committee, *op.cit.*(9), pp.26-27; *H. R. Rep.*, *op.cit.*(7)

(22) *Military Extraterritorial Jurisdiction Act of 1999: Hearing before the Subcommittee on Crime of the House Committee on the Judiciary on H. R. 3380*, 106th Cong., 2d Sess., Mar. 30, 2000, p.17.

委ねることはなおさら現実的ではないとも考えられた⁽²³⁾。

この状況は約40年間にわたって続いていたところ、MEJAの制定によって、米国の領域外における平時の軍属や軍人・軍属の家族による犯罪については、連邦裁判所において裁判を行い、処罰を加えることが可能になった。米国の立場からは「法の空白」がふさがれた形になったと評される⁽²⁴⁾。日本との間では、日米地位協定に基づき公務中の軍属の犯罪について米国が裁判管轄権を行使し、MEJAを適用して裁判を（より広くは被疑者の取調べ・捜査等を含め）行うことが可能になったということになる。

実はこの「法の空白」の存在は、早い段階で認識されていた⁽²⁵⁾。例えば1979年に会計検査院(GAO)は、殺人、性的暴行・虐待、放火、麻薬取引といった犯罪が処罰されず、外国に駐留する軍隊の士気と規律にも深刻な影響があるとの報告書をまとめている⁽²⁶⁾。1982年には法務総監(Judge Advocate General)の作業チームが連邦裁判所の管轄権の拡大を求めている⁽²⁷⁾。しかし「法の空白」の解消に向けた具体的な動

きが起きたのはようやく1995年になってからのことであり、1996年国防授權法⁽²⁸⁾に基づき国防長官、司法長官及び連邦議会の三者による諮問委員会が設置された。この諮問委員会は、1997年に軍法会議の管轄を緊急事態行動に拡大すること、連邦裁判所の人的管轄を拡大すること等を勧告した⁽²⁹⁾。このことが1999年からの連邦議会における審議につながり⁽³⁰⁾、2000年に連邦控訴裁判所が立法を促す書簡を送付したこととあいまって⁽³¹⁾、MEJAが制定されるに至ったのである。

3 民間軍事会社

前記の諮問委員会の勧告では、民間軍事会社の社員が米軍とともに活動することが増え、その犯罪への対処が新たな問題となっていることが示唆されている⁽³²⁾。この背景には、冷戦後の米軍のダウンサイジング・アウトソーシングの推進、装備の高度化等の要因がある⁽³³⁾。ドイツに駐留するNATO軍の地位について定めるNATO軍地位協定補足協定(1993年3月18日最終改正⁽³⁴⁾)では、契約者によって雇用され

⁽²³⁾ Schmitt, *op.cit.*(17), p.73; See also, Peter W. Singer, "War, profits, and the vacuum of law: privatized military firms and international law," *Columbia Journal of Transnational Law*, 42(2004), p.537.

⁽²⁴⁾ Mark J. Yost and Douglas S. Anderson, "The Military Extraterritorial Jurisdiction Act of 2000: closing the gap," *American Journal of International Law*, 95(2)(2000.4), pp.446-454; Glenn R. Schmitt, "The Military Extraterritorial Jurisdiction Act: the continuing problem of criminal jurisdiction over civilians accompanying the armed forces abroad: problem solved?" *Army Lawyer*, Dec. 2000, pp.1-10.

⁽²⁵⁾ Waits, *op.cit.*(5), pp.509-511.

⁽²⁶⁾ Comptroller General of the United States, *Report to the Congress: some criminal offenses committed overseas by DoD civilians are not being prosecuted: legislation is needed*, FPCD 79-45, 1979. <<http://archive.gao.gov/f0302/110369.pdf>>

⁽²⁷⁾ E.A. Gates and Gary V. Casida, "Report to The Judge Advocate General by the Wartime Legislation Team," *Military Law Review*, 104(1984. Spring), pp.148-149.

⁽²⁸⁾ P. L. 104-106, 110 Stat. 186, Sec. 1151.

⁽²⁹⁾ Overseas Jurisdiction Advisory Committee, *op.cit.*(9), pp.49-64.

⁽³⁰⁾ *H. R. Rep.*, *op.cit.*(7)

⁽³¹⁾ United States v. Gatlin, 216 F. 3d 207 (2d Cir. 2000). この裁判では、ドイツの米軍住宅で生じた犯罪について争われ、当該住宅がドイツから借り上げた土地にあることから USC 第18編第7条(3)による米国の管轄権が及ばないとして被告を有罪とした一審判決が破棄され、「法の空白」を解消する立法を促す法廷意見が連邦議会に送付された。

⁽³²⁾ Overseas Jurisdiction Advisory Committee, *op.cit.*(9), pp.15-23.

⁽³³⁾ Waits, *op.cit.*(5), pp.497-504.

⁽³⁴⁾ *BGBI* Teil II, 1994, S.2594.

る者を technical experts と定義して civilian component つまり軍属と同等の地位を与え（第73条）⁽³⁵⁾、ドイツにおいて米軍のために活動する民間軍事会社の社員を米国の刑事裁判管轄権の下に置いた。しかし、米国側の「法の空白」はそのままであった。

1999年末には米国によって内戦後のボスニア・ヘルツェゴヴィナに派遣されていた Dynacorp 社員が人身売買に従事していたことが明るみに出て社会問題になったが、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国と NATO 間の地位協定⁽³⁶⁾により米国に刑事裁判管轄権があったにもかかわらず、社員らが裁かれることはなかったという⁽³⁷⁾。これら社員が少なくとも米国内法上は文民であって「法の空白」に置かれていたためだと考えられる。

MEJA は、2000年に制定された時点では民間軍事会社の社員であって国防総省に雇用された者であれば裁判と処罰の対象とすることになっていた。⁽³⁸⁾2003年のイラクに対する大規模な武力攻撃の後、2004年に発覚したアブグレイブ（Abu-Graib）収容所における勾留者虐待事件、アフガニスタンで生じたアフガニスタン

人に対する拷問・殺害事件は、いずれも国防総省以外の連邦機関によって雇用された者が関与していた。これらの事件を受け、MEJA は2004年10月に改正され⁽³⁹⁾国防総省によって雇用された者だけでなく、国防総省の任務を支援するために他の連邦機関又は暫定当局によって雇用された者にも適用されるようになった⁽⁴⁰⁾。この改正はまた、イラクに設けられていた暫定統治機構（Coalition Provisional Authority: CPA）を念頭に置いていることは明らかであるが、CPAの法的な性格は必ずしも整理されないままであった⁽⁴¹⁾。ともあれ MEJA の制定と改正により、民間軍事会社の社員の犯罪に対応できない状態が解消されたものと評価されている⁽⁴²⁾。

外国に駐留する米国軍隊の構成員・軍隊に随伴する者の犯罪に適用される米連邦法を整理すると、表2のようになる。

Ⅲ 米国の国内法上の問題点

1 手続規則

MEJA の制定と手続規則の整備の間には5

⁽³⁵⁾ Conderman, *op.cit.*(13), pp.594-595. 具体的な内容については、Arrangement between the United States of America and the Federal Republic of Germany: NATO Status of Forces Agreement application of article 73 of Supplementary Agreement, effected by exchange of notes, dated at Bonn, March 27, 1998. <<http://www.state.gov/documents/organization/111624.pdf>>

⁽³⁶⁾ “Agreement Between the Republic of Bosnia and Herzegovina and the North Atlantic Treaty Organisation (NATO) concerning the status of NATO and its personnel,” art.7, General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina, Annex 1A: Military Aspects of the Peace Settlement, Appendix B, done at Paris, Dec. 14, 1995. <http://www.ohr.int/dpa/default.asp?content_id=378>

⁽³⁷⁾ Waits, *op.cit.*(5), pp.493-494.

⁽³⁸⁾ P. L. 106-523, 114 Stat. 2488, § 3261 (a) (1).

⁽³⁹⁾ P. L. 108-375, 118 Stat. 1811, sec. 1088.

⁽⁴⁰⁾ Glenn R. Schmitt, “Amending the Military Extraterritorial Jurisdiction Act of 2000: rushing to close an unforeseen loophole,” *Army Lawyer*, June 2005, pp.42-43.

⁽⁴¹⁾ *ibid.*, pp.45-46. なお、イラクの主権回復に伴って締結された2008年の「アメリカ合衆国軍のイラクからの撤退及びイラクにおける一時的駐留期間における活動の組織に関するアメリカ合衆国とイラク共和国の間の協定」では、国防省に雇用されている者＝軍属と、契約に基づき米軍に対する財・サービスの供給、警備に従事する者又は法人＝契約者とを区別し、後者についてはイラクが一次裁判権を行使するようになった。R. Chuck Mason, “U.S.-Iraq withdrawal/status of forces agreement: issues for Congressional oversight,” *CRS Report for Congress*, R40011, July 13, 2009, pp.7-8.

⁽⁴²⁾ e.g. Paula B. MacCarron, “The long arm of the law: Military Extraterritorial Jurisdiction Act,” *Corrections Today*, Dec. 2008, pp.38-41.

表2 米国の領域外における MEJA と UCMJ の適用関係

	軍人	軍属	契約者	家族
平時	UCMJ	MEJA	MEJA	MEJA
戦時又は緊急事態行動	UCMJ	UCMJ	UCMJ	UCMJ

(出典) 筆者作成

年近いタイムラグがあり、裁判地の決定に困難が伴う等、規則の不備から来る問題が指摘されていた⁽⁴³⁾。法文上は、裁判地の決定・被疑者の移送について国防長官が規則を制定できるとしているものの、実際に手続を定めた国防総省訓令が発出されたのは2005年のことであった。もっとも、国防総省訓令が発出されるよりも前の時期に MEJA に基づき裁判が行われたことがある⁽⁴⁴⁾。

2 適用対象

2005年の国防総省訓令は、MEJAの規定に沿う形で他の連邦機関等に雇用され国防総省の任務の支援に関係する者を適用対象に含めた。しかし当然ながら、他の連邦機関等のすべての被雇用者・契約者に適用されるものではない。したがって、これらの者が米国の特別な海上管轄及び領域管轄の下にある場合でも、軍が捜査を行おうとしても MEJA 及び前記の手続規則を援用できないので、捜査には強制力が伴わないことになろう。2007年9月に国務省に雇用された Blackwater 社員がイラク人を殺害したとみられる事件が生じ、国務省が雇用しイラク国内で活動する民間軍事会社社員の犯罪捜査につき協力する旨の覚書が国務省と国防総省の間

で取り交わされたが、何ら具体的な手続を定めるものではなく⁽⁴⁵⁾、現在に至るまで状況は大きく変わっていないようである。

3 対象となる犯罪

MEJA は刑法上の犯罪であって1年を超える自由刑が科される重罪 (felony) を対象としており、実態として犯罪の大半を占める軽罪 (misdemeanor) には適用されない。また、軍の側にしてみれば、軍法会議での審理が妥当なレベルの重大な規律違反を軍属が犯した場合に対応できないから MEJA では不十分だという指摘がある⁽⁴⁶⁾。

4 告発・訴追の可能性

MEJA による限り、初動捜査や被疑者の逮捕は軍に委ねられ、告発するか否かのイニシアチブは軍が持っていることになる⁽⁴⁷⁾。一般論として、軍内部の犯罪は懲戒 (行政処分) に留められる傾向があるという⁽⁴⁸⁾。

連邦検察が人的・財政的資源をどの程度 MEJA の執行や MEJA に基づく裁判に振り向けることができるかも問題となりうる。検察官の現地への派遣にかかる経費、裁判の開始後に検察側証人を米国に招致したり通訳を手当したりする経費等を考慮して、被疑者の起訴手続を取り止める可能性がある⁽⁴⁹⁾。もっともこの問題は、検察官の裁量であると考えれば、MEJA に固有のものではないであろう。

(43) Andrew D. Fallon and Theresa A. Keene, "Closing the legal loophole? Practical implications of the Military Extraterritorial Jurisdiction Act of 2000," *Air Force Law Review*, 51(2001), pp.283-285; David A. Melson, "Military jurisdiction over civilian contractors: a historical overview," *Naval Law Review*, 52(2005), pp.315-318.

(44) Ronald R. Ratton, "Case study: use of Military Extraterritorial Jurisdiction Act to prosecute misconduct by a civilian employee in Japan," *Reporter*, 29(4) (Dec.2002), pp.32-35; Stein, *op.cit.*(17), pp.597-598.

(45) Human Rights First, *Private security contractors at war: ending the culture of impunity*, New York; Washington D.C., 2008, pp.18-21.

(46) Anthony E. Giardino, "Using extraterritorial jurisdiction to prosecute violations of the law of war: looking beyond the War Crimes Act," *Boston College Law Review*, 48(2007), pp.731-733; Stein, *op.cit.*(17), pp.602-603.

(47) Schmitt, *op.cit.*(17), p.118.

(48) Schlueter, *op.cit.*(14), pp.44-45.

IV 国際法上の論点

MEJA は、合衆国の特別な海上管轄及び領域管轄の範囲内で1年を超える自由刑に服すべき犯罪を行った者を処罰するものであるが(第3261条(a))、外国による刑事裁判管轄権の行使を米国が認めた場合には適用されない(第3261条(b))。ここで、米国が管轄権を行使してMEJAを適用・執行しようとするときに外国が何らかの根拠に基づいて管轄権を行使しようとするならば、その国と米国との間で管轄権の競合が生じると考えられる。

国家による管轄権の行使は、国家による統治権の行使であり、国内法を規定し、適用し執行することであるが、管轄権の行使をめぐる国家間で対立する場合、国家間の関係を規律する法としての国際法上の問題としてとらえることができる。MEJAの国際法上の論点としては、次のようなものが考えられる。第一に、国家が刑事裁判管轄権を行使する根拠、特に「属地主義」との関係である。第二に、軍隊の有する法的地位及びそれを定める地位協定との関係である。第三に、例えば日米間の地位協定においてMEJAがどのように機能するかという問題がある。第四に、長期的な文脈から考えたときに、MEJAは米国による領域外への管轄権の拡大と国内法の域外適用の事例に位置付けられるのではないかということである。

1 刑事裁判管轄権を行使する根拠

MEJA第3261条(b)においては、MEJAによる訴追から接受国の政府が被疑者を起訴する場合を除外しており、犯罪の実行地である接受国が刑事裁判管轄権を行使するという、いわゆる属地主義に沿っているように思える。しかしそれは、米国が当該政府の管轄権を認める場合に限定されている。また、接受国が被疑者を起訴した場合においても、司法長官又は司法副長官の許可があれば米国でも起訴できる余地があると解される⁽⁵⁰⁾。そこで、米国がMEJAを適用・執行する上で刑事裁判管轄権をどのように根拠付けるかが論点になるであろう。

刑事裁判管轄権は、裁判所における審理だけではなく、捜査つまり被疑者の勾留・取調べ、証拠収集といった行為が含まれるが、一般的に、刑事裁判管轄権の根拠としては、犯罪の実行地である国が領域主権に基づき行使するという属地主義が原則である。しかし近年の国家実行(state practice)では、犯罪の被害者の国籍国が行使する客観的属人主義、加害者の国籍国が行使する主観的属人主義、国益に重大な影響を及ぼす犯罪について裁判管轄権を行使する保護主義、国際法上の犯罪について行使する普遍主義といったものがある⁽⁵¹⁾。裁判管轄権の所在を決める方法には法益の比較衡量等の方法があるが、一律に決める定式は存在しないので⁽⁵²⁾、同一の犯罪について利害を有する国家間で裁判管轄権をめぐる対立することがありうる。

MEJAは、第3261条(a)において、米国の

(49) Kevan F. Jacobson, *Restoring UCMJ jurisdiction over civilian employees during armed hostilities*, Carlisle: USAWC Strategy Research Project, 2006, pp.12-13. <<http://www.strategicstudiesinstitute.army.mil/pdffiles/ksil374.pdf>> なお、連邦刑事規則(Federal Rules of Criminal Procedure)第7条によれば、重罪の起訴(indictment)は大陪審(grand jury)の決定によるが、起訴状(bill of indictment)は検察官が起草する。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.100.

(50) Schmitt, *op.cit.*(17), p.116.

(51) Cedric Ryngaert, *Jurisdiction in international law*, New York: Oxford University press, 2008, pp.81-127; 特に米国の国内法及び判例との関係について、George Blum et al., "Criminal Law," § 446, *American Jurisprudence*, 2d., Eagan: Thomson/West, 2008; Romualdo P. Exlavea et al., "International Law," § 88, 92, *American Jurisprudence*, 2d., Eagan: Thomson/West, 2007; Barry E. Carter and Allen S. Weiner, *International Law*, 6th ed., New York: Wolters Kluwer, 2011, pp.637-709.

(52) 中川淳司「国家管轄権」小寺彰ほか編『講義国際法 第2版』有斐閣, 2010, pp.171-173.

特別な海上管轄及び領域管轄（USC 第 18 編第 7 条）を要件としている。これは、米国人による犯罪又は米国人に対する犯罪について、主として主観的又は客観的属人主義に基づき米国の刑法・刑事訴訟法を米国の領域外に適用することを目的としているとみることができる。これらの犯罪が米国と接受国のいずれかで訴追がなされればよいとの意図で MEJA が制定されたというが⁽⁵³⁾、MEJA の執行・適用に際して接受国の属地主義と米国の属人主義が競合する可能性が内在するといえよう。

さらに MEJA は、軍隊に雇用されている者で接受国の国民ではない者又は接受国に通常居住しない者に適用されると定めているので（第 3261 条 (a) (1) 及び第 3267 条 (1)）、第三国の国籍を有する民間軍事会社の社員にも適用される⁽⁵⁴⁾。この場合、米国の管轄権行使の根拠は、被害者が米国人の場合に客観的属人主義、犯罪によっては保護主義・普遍主義として説明することが可能となろうが⁽⁵⁵⁾、当該の第三国が主観的属人主義に基づいて訴追しようとするとき⁽⁵⁶⁾に管轄権の競合が生じることになる。

2 軍隊の法的地位及び地位協定との関係

軍隊の有する国際法上の地位ゆえに、その構成員の犯罪に関する裁判管轄権を決定するには、さらに異なる要素が加わる。戦時（武力紛争時）における占領に伴う駐留であれば領域国

の管轄権から免除される。平時の駐留の場合も、軍隊は接受国の管轄権から免除され、派遣国の側が裁判管轄権を行使するとされることがあった（特に軍艦について旗国主義と称されることがある⁽⁵⁷⁾）。旗国主義は、軍隊の一時的な通過や軍艦の寄港といった場合に限定して認められるものであり、実際、現在では軍隊の通過協定が結ばれる場合がある。）。または、一国家は他の国家の主権に服さないという主権平等の原則に基づき、国家の機関としての軍隊の（構成員の）行為は他国の裁判管轄権から免除されるべきだという考え方もあった⁽⁵⁸⁾。本来、軍隊は国家の指揮命令に服することによって機能し、かつ、内部統制が必要とされる組織であるから、他国の管轄権から免除されることが機能上は必要であり、外交団に認められる免除と同様に機能主義によるものと考え余地もあるかもしれない⁽⁵⁹⁾。しかし、特に第二次世界大戦後は、平時に友好国に駐留する軍隊の大規模化、駐留の長期化に伴って、軍隊が接受国の同意によって駐留する場合には接受国の管轄権から免除するのではなく、派遣国と接受国との間で地位協定を締結し犯罪や被害者の類型に従って刑事裁判管轄権を配分することが一般化している⁽⁶⁰⁾。

第 3263 条 (a) (2) に定める米国が当事国である条約又は国際取極とは、多くの場合は地位協定であるという⁽⁶¹⁾。米国と接受国との間に地位協定が締結され、かつ地位協定に基づき米国

⁽⁵³⁾ Schmitt, *op.cit.*(17), p.127.

⁽⁵⁴⁾ *ibid.*, pp.131-132.

⁽⁵⁵⁾ Waits, *op.cit.*(5), pp.530-533.

⁽⁵⁶⁾ 2005 年の国防総省訓令は、起訴の前に司法省と協議するよう求めている。DoD, *op.cit.*(11), 6.1.9.

⁽⁵⁷⁾ Serge Lazareff, *Status of military forces under current international law*, Leiden: A. W. Sijthof, 1971, pp.11-17; Thomas Desch, "Military Forces Abroad," Wolfrum et al., eds., *op.cit.*(12), v.7, pp.183-184.

⁽⁵⁸⁾ Lazareff, *ibid.*, pp.17-18; Desch, *ibid.*, pp.184-186.

⁽⁵⁹⁾ American Law Institute, *Restatement of the law 2nd, 1962: foreign relations law of the United States*, St. Paul: American Law Institute Publishers, 1965, §55. 同リステイトメントの第 3 版では、地位協定による刑事裁判管轄権行使である旨、説明ぶりに変化が見られる。American Law Institute, *Restatement of the law 3rd, 1986: foreign relations law of the United States*, St. Paul: American Law Institute Publishers, 1987, §422, RN4, 5.

⁽⁶⁰⁾ John Woodliffe, *The peacetime use of foreign military installations under modern international law*, Dordrecht: Martinus Nijhoff, 1992, pp.169-195; Robert Jennings and Arthur Watts, eds., *Oppenheim's international law*, 9th ed., vol.1, Oxford; New York: Oxford University Press, 1996, pp.1156-1164; Conderman, *op.cit.*(18), pp.99-103.

が裁判権を行使する場合には MEJA を適用することができ、地位協定に基づき接受国の側が裁判権を行使する場合には米国は MEJA を適用する余地がないということになる。米国の側からすれば、接受国が裁判管轄権を行使するかどうか、いつの時点で判断すべきかが問題になりうる⁽⁶²⁾。接受国と米国との間で裁判管轄権が競合するときには、米国は軍隊が一般的に免除を享受できるものとして、接受国の管轄権を承認せずに MEJA を適用する条件を整えようとするかもしれない。同一の犯罪について接受国の当局と米国の当局がそれぞれ訴追する可能性もある⁽⁶³⁾。

3 日米地位協定との関係

日米地位協定のうち刑事裁判管轄権について定めた第 17 条（本稿の末尾を参照）との関係では、同 3 (a) (ii) に定めるように、軍人・軍属の犯罪について米国側の一次裁判権が認められる「公務」の範囲が問題になりうる。日本においては、米側は軍属の犯罪について裁判権を行使することを避けてきたところであったが、米当局が 2006 年頃から軍属の公務証明を積極的に

出すようになったという⁽⁶⁴⁾。このことは、2005 年に国防総省訓令が出され、文民である軍属の犯罪に対して MEJA を執行する条件が整えられた状況と符合する。

2011 年の交通事故では、1956 年の日米合同委員会合意において催事で飲酒運転した後の移動も公務に含める余地が残されていたことの妥当性が問われた。2011 年 12 月の日米合同委員会では、飲酒後の自動車運転による通勤を公務に含めない旨合意された⁽⁶⁵⁾。しかし、日米地位協定は改正されたわけではない。本質的に公務外の犯罪であって日本側が一次裁判権を行使すべき事件であっても「公務」と擬制されることで米側が裁判権を行使する事件とされてしまっておそれは残っている。さらに、当該犯罪が MEJA の対象とする犯罪のカテゴリーに含まれなければ、MEJA に基づく訴追も裁判も行われず、処罰は軍内部の行政処分のみにとどまるかもしれない。もっとも、米国側が軍属の犯罪について MEJA に基づき刑事訴追を行わないときに、日米地位協定第 17 条 3 (c) 及び 2011 年 11 月の日米合同委員会合意⁽⁶⁶⁾のとおり日本側に通告を行えば、改めて日本側が裁判管

(61) Schmitt, *op.cit.*(17), p.118.

(62) *ibid.*, p.126.

(63) Joseph R. Perlak, "The Military Extraterritorial Jurisdiction Act of 2000: implications for contractor personnel," *Military Law Review*, 169(Sep. 2001), pp.113-115. 外国で確定判決の出た事件について米国の裁判所が審理しても、合衆国憲法修正第 5 条の禁じる「二重の危険」(double jeopardy) つまり水平的な一事不再理の問題は生じない。

(64) 第 179 回参議院法務委員会会議録第 3 号 平成 23 年 11 月 22 日 p.12.

(65) 「刑事裁判手続に関する運用の改善」外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_03.html>

(66) 当該合意の関連部分は以下のとおり。

「日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下、「両政府」と総称する。）は、参照 1.a[日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定]の第 17 条の実施について次の取決めを定める。

- (i) (前略) 合衆国の軍当局は、刑事訴追を追求するか否かを迅速に決定し、当該決定の日から 10 日以内に、日本国の当局に対し、合衆国の軍当局が当該刑事訴追を追求しているか否かを通告する。
- (ii) 合衆国の軍当局は、刑事訴追を追求する場合には、起訴が決定された日から 20 日以内に、日本国の当局に対し、その結果を通告する。
- (iii) 合衆国の軍当局により要請された刑事訴追を開始しない又は継続しないとの決定が行われる場合には、合衆国の軍当局は、当該決定を知った日から 10 日以内に、日本国の当局に対し、当該決定を通告する。
- (iv) (略) ([] 内は執筆者補記)

「刑事裁判管轄権分科委員会」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/gunzoku1111_02.pdf>

轄権を行使する機会が生じることになる。

4 米国の管轄権拡大と連邦法の域外適用

前節までに述べた問題は、さらに連邦法の域外適用の拡大という、より長期的な文脈の中で位置付けることも可能であろう。

米国では、伝統的には領域主権による属地主義の優位が確認され、米国の管轄権はその領域を限度とするものとされ、連邦法は国境を越えて適用されないと考えられてきた。しかし第二次世界大戦後から、連邦議会がその立法を通じて米国の領域外への管轄権の拡大を図り、連邦裁判所が追認するということが潮流となっている⁽⁶⁷⁾。例えば競争法では「効果理論」(effect doctrine: ある行為の効果が国家内に発生したときに行為をなしたものに対して管轄権を行使できるという考え方⁽⁶⁸⁾)によって管轄権を拡大した。刑法においても「合衆国の特別な海上管轄及び領域管轄」の下に置かれる犯罪、殺人罪・誘拐罪等の国外犯、戦争犯罪・ジェノサイド等の国際犯罪を管轄権下においている⁽⁶⁹⁾。これらの法律の域外適用は、国際法上、属人主義、保護主義又は普遍主義によって合理化することも可能ではある。しかしこと軍隊に関しては、米国が第二次世界大戦後に領域外に軍事基地を展開する過程において、地位協定を通じて米国の管轄権を行使することを可能とし、国内法を領域外に適用・執行する体制を整えてきたという事情がある⁽⁷⁰⁾。連邦議会上院は、NATO軍地位協定の批准に際し米国の軍人・軍属が他国の裁判を受けることを認めない姿勢で臨み、他の地位

協定の先例としない旨の条件を課したのである⁽⁷¹⁾。

前述の2005年国防総省訓令は、MEJAを「合衆国市民に対する管轄権を最大化するという長期的な政策に合致する」と説明している⁽⁷²⁾。司法によっても、MEJAによる領域外への連邦刑法・刑事訴訟法の適用は合衆国憲法上の問題がないと確認されている⁽⁷³⁾。したがって米国側は、地位協定によって軍隊の構成員に関する国際法上の刑事裁判管轄権を接受国から自国の側に移し、UCMJに基づく軍事司法によってカバーし、それをMEJAによって補完しているという図式になっている。

このような文脈の中に置きなおすと、MEJAは、米国による管轄権の拡大と国内法の域外適用の実行例に位置付けることができよう。

おわりに

MEJAは、米国の領域外に駐留する軍隊に勤務する軍属や軍隊に随伴する軍人・軍属の家族らの犯罪について、米国の連邦法を適用し、米国の裁判管轄権を行使するというものである。

米国では、米国人の間の犯罪に接受国が無関心であるとの認識がある。また、民間軍事会社の社員による犯罪への関心が高まり、その犯罪を訴追する手段としてMEJAが評価される一方、対象とされる犯罪のカテゴリーが限られる等、米国国内法上の適用及び執行に伴う問題が指摘されている。

国際法上の問題も見出される。確かに、

(67) Carter and Weiner, *op.cit.*(51), pp.648-650; Kal Raustiala, *Does the constitution follow the flag?* Oxford; New York: Oxford University Press, 2009, pp.94-96; Ryngaert, *op.cit.*(51), pp.59-74.

(68) 酒井啓亘ほか『国際法』有斐閣, 2011, pp.91-92.

(69) Charles Doyle, "Extraterritorial application of American criminal law," *CRS Report for Congress*, 94-166, Feb.15, 2012, pp.40-63.

(70) Raustiala, *op.cit.*(67), pp.138-151.

(71) S. Res. of July 15, 1953, "Advising and Consenting to Ratification of the NATO SOFA."

(72) DoD, *op.cit.*(11), E 3.1.5.

(73) United States v. Williams, 722 F. Supp. 2d 1313, 2010 U.S. Dist. (M.D. Ga., 2010); United States v. Williams, 2013 U.S. App. (11th Cir. Ga. Feb. 15, 2013).

MEJA は規定の上では属地主義を原則とし、米国が外国による裁判管轄権の行使に同意する場合には適用されない。しかし、地位協定等により米国に一次的に裁判権がある場合、米国が外国による管轄権行使への同意を与えない場合には、MEJA は適用・執行されることになる。外国で生じた米国民の犯罪に対しその犯罪の発生地である国が属地主義に基づいて裁判管轄権を行使しようとするときに、米国が管轄権を設定して MEJA を適用することになれば、その国の管轄権と競合することになり、国際法上は問題が生じてしまうのである。つまり MEJA は、地位協定とともに接受国の領域主権と相反する性質を帯びているということができよう。日本との関係では、日本の領域で発生し日米地位協定及び MEJA に基づいて米国が捜査や審理を行う事件については、日本人が被害者であればもちろん、直接の被害者でないものも含め、接受国として注視し、必要ならば刑事裁判管轄権の行使を追求することになろう。

〈条文〉

合衆国法典第 18 編（犯罪及び刑事手続）

第 2 部（刑事手続）

第 212 章（軍事領域外管轄）

第 3261 条 合衆国の領域外における軍隊の構成員又は軍隊に雇用される者若しくは随伴する者による犯罪

(a) 合衆国の領域外において、次のいずれかの期間において、合衆国の特別な海上管轄又は領域管轄の範囲内で、1 年を超える自由刑により処罰されうる犯罪を構成する行為に関わった者は、法令により罰する。

(1) 合衆国の領域外において軍隊に雇用されていた又は軍隊に随伴していた期間

(2) 合衆国法典第 10 編第 47 章（統一軍事司法典）[第 801 条以下] に服する軍隊の構成員であった期間

(b) 前項の規定に該当する者のいかなる訴追手続も、外国政府が、合衆国の承認する管轄権に基づき、当該犯罪を構成する行為につき当該者を起訴した、又は起訴しようとするときは、司法長官又は司法副長官（又はいずれかの職権を有し行使する者）の許可に基づく場合を除き、開始してはならない。当該許可の職務は、委任してはならない。

(c) この章におけるいずれの規定も、軍法会議、軍事委員会、軍事裁判所又はその他の軍事法廷が当該犯罪人又は犯罪行為について法令又は戦時国際法に基づき有する競合裁判管轄を奪うものと解釈されてはならない。

(d) 第 10 編第 47 章に服する軍隊の構成員に対する訴追手続は、次のいずれかの場合を除き、開始してはならない。

(1) 当該構成員への当該章の適用が終了している場合

(2) 起訴状又は告発状において、当該構成員が 1 名又は 2 名以上の被告とともに犯罪行為に関わり、かつ、少なくともうち 1 名が当該章に服する軍隊の構成員に当たらないとされる場合

第 3262 条 逮捕及び拘禁

(a) 国防長官は、第 3261 条 (a) に定める者が第 3261 条 (a) に違反したと思量すべき相当な理由があるときは、国防総省において法執行の職務にあるいずれかの者を指定し、適切な国際取極に従って、合衆国の領域外において逮捕する権限を付与することができる。

(b) 第 3263 条及び第 3264 条に定める場合を除き、(a) により逮捕された者は、その行為につき第 10 編第 47 章により起訴されていない限りにおいて、当該行為に関する訴訟手続に備えた合衆国への事件移送のため、できる限り早期に合衆国の文民法執行機関に引き渡されなければ

ならない。

第 3263 条 外国当局への引渡

(a) 第 3262 条 (a) により指定され権限を付与された者は、次の場合には、第 3261 条 (a) 項に定める者を、第 3261 条 (a) の違反行為地である外国の適切な当局に対し引き渡すことができる。

- (1) 当該国の適切な当局が、当該行為を当該国の法令により犯罪として審理するため引渡を求め、かつ
- (2) 合衆国が当事国である条約又は他の国際取極により引渡が認められる場合

(b) 国防長官は、國務長官と協議し、この条の目的のため適切な当局を構成する外国の職員を決定する。

第 3264 条 移送の制限

(a) (b) に定める場合及び第 3263 条により外国の当局に引き渡された場合を除き、第 3261 条 (a) に違反し逮捕された又は起訴された者は、次の国以外のいかなる国にも移送されてはならない。

- (1) 合衆国
- (2) 第 3261 条 (a) の違反を行ったと思料される国

(b) (a) に定める制限は、次の場合には適用されない。

- (1) 連邦治安判事が第 3242 条 (f) によりその者の勾留の決定審理のため合衆国への移送を命じた場合
- (2) 連邦治安判事が第 3142 条 (e) によりその者の公判前の勾留を命じ、勾留のために直ちに合衆国に移送される場合
- (3) その者が連邦刑事訴訟規則による予備審問の権利を与えられかつ権利を放棄せず、当該審問のために合衆国に移送される場合
- (4) その他、連邦治安判事がその者の合衆国へ

の移送を命じた場合

(5) 国防長官が軍事上の必要性により (a) に定める移送の制限を撤回する必要があると決定し、その者が合衆国の領域外で最も近く、勾留に適し、第 3265 条 (a) に定める冒頭手続を容易にする合衆国の軍事施設に移送される場合

第 3265 条 冒頭手続

(a) (1) 第 3261 条 (a) に違反したことを理由として逮捕又は起訴され、第 3263 条により外国当局に引き渡されない者については、連邦刑事規則による冒頭手続は、次のとおりとする。

- (A) 連邦治安判事が指揮しなければならない。
- (B) 電話装置又はその者の弁護人を含む当事者間の音声による意思疎通を可能にするその他の方法により実施することができる。

(2) 冒頭手続において、連邦治安判事はまた、第 3261 条 (a) の違反が生じ、かつ、その者が違反したと思料すべき相当な理由があるか否かを決定しなければならない。

(3) 連邦治安判事がその者が第 3261 条 (a) に違反したと信ずべき理由があると決定し、かつ、その者の公判前の勾留を求める何らの申立てもなされないときは、連邦治安判事は、この編の第 207 章による公判前の保釈の条件を冒頭手続において決定することもできる。

(b) (a) に定めるいずれの者についても、第 3142 条 (f) による勾留の決定審理は、次のとおりとする。

- (1) 連邦治安判事が指揮しなければならない。
- (2) その者の請求により、電話装置又はその者の弁護人を含む当事者間の音声による意思疎通を可能にするその他の方法により行うことができる。

(c) (1) その者が合衆国の領域外に所在する間にこの条に基づき冒頭手続が行われ、かつ、当該手続のための弁護人の選任を受ける権利が与え

られる場合には、連邦治安判事は資格を有する軍事弁護人をその審理のための弁護人として選任することができる。

(2) この項にいう「資格を有する軍事弁護人」とは、国防長官により当該手続のために選任可能とされる法務官であって、次の要件を満たす者をいう。

- (A) 認定された法科大学院の修了者又は連邦裁判所又は州の最高裁判所の裁判官であり、かつ
- (B) 所属先の軍の法務総監により当該任務を行う能力があると証明されている者

第 3266 条 規則

(a) 国防長官は、國務長官及び司法長官と協議し、この章に定める者の逮捕、勾留、引渡及び移送並びに第 3265 条に定める手続の迅速化を規定する規則を定めなければならない。当該規則は、国防総省において統一されていなければならない。

(b) (1) 国防長官は、國務長官及び司法長官と協議し、合衆国の領域外において軍隊により雇用され又は軍隊に随伴する合衆国の国民でないいずれの者に対しても、最大限実現可能な程度まで、この章に基づいて合衆国の刑事裁判管轄に服することがあり得る旨を通知することを求める規則を定めなければならない。

(2) (1) により定められた規則に従った通知がなされないことをもって、合衆国裁判所の裁判権は無効とされることはなく、この章に基づいて開始されるいずれの司法手続においても抗弁は認められない。

(c) この条により定められる規則及び当該規則の改正は、国防長官が下院の司法委員会及び上院の司法委員会に対し当該規則又は改正（それぞれ）を含む報告書を提出した日から 90 日より前に効力を生じない。

第 3267 条 定義

この章において次に掲げる用語の定義は、各項に掲げるとおりとする。

(1) 「合衆国の領域外において軍隊により雇用された」とは、次に掲げることをいう。

(A) 次のように雇用されること。

(i) 文民の被雇用者であって (I) 国防総省（省の歳出外基金による諸機関を含む）に雇用される者又は (II) 他のいずれかの連邦機関又は暫定当局に雇用されその業務が国外における国防総省の任務に対する支援に関係する者

(ii) 契約者（いずれの階層の下請も含む）であって

(I) 国防総省（省の歳出外基金による諸機関を含む）に雇用される者又は (II) 他のいずれかの連邦機関又は暫定当局に雇用されその業務が国外における国防総省の任務に対する支援に関係する者

(iii) 契約者の被雇用者であって (I) 国防総省（省の歳出外基金による諸機関を含む）に雇用される者又は (II) 他のいずれかの連邦機関又は暫定当局に雇用されその業務が国外における国防総省の任務に対する支援に関係する者

(B) 当該の雇用に関係して合衆国の領域外に所在又は居住すること。

(C) 当該の雇用に関係して合衆国の領域外に所在又は居住すること。

(c) 接受国の国民でない又は通常は居住者でない者

(2) 「合衆国の領域外において軍隊に随伴する」とは、次に掲げることをいう。

(A) 次の者の被扶養者であること。

(i) 軍隊の構成員 (ii) 国防総省（省の歳出外基金による諸機関を含む）の文民の被雇用者 (iii) 国防総省の契約者（いずれの階層の下請も含む）又は国防総省の契約者（いずれの階層の下請も含む）の被雇用者

(B) 軍隊の構成員、文民の被雇用者、契約者又は契約者の被雇用者とともに合衆国の領域外に居住すること。

(C) 接受国の国民でない又は通常は居住者でない者

い者

(3)「軍隊」とは、第10編第101条(a)(4)に規定する「軍隊」をいう。

(4)「法務総監」及び「法務官」とは、第10編第801条に規定するものをいう。

【参照条文】

合衆国法典第10編(軍)
第2部(人員)
第47章(統一軍事司法典)
第1節 総則
第801条 定義(抄)

(1)「法務総監」とは、それぞれ、陸軍、海軍及び空軍の法務総監並びに沿岸警備隊が海軍の任務に従事しているときを除き国土安全保障長官によって沿岸警備隊の法務総監に公式に任命された者をいう。

(13)「法務官」とは、次の者をいう。

- (A) 陸軍又は海軍の法務総監部の将校、士官
- (B) 空軍又は海兵隊の士官で法務官に任命された者
- (C) 沿岸警備隊の士官で特別任務(法)のために任命された者

第802条 この章に服する者

(a) 次の者は、この章[第10編第801条以下]に服する。

(1) 正規軍の構成員。兵籍期間の終了に伴う除隊の待命中の者を含む。

召集後又は軍への採用後の志願兵。

軍へ実際に徴集された後の徴集兵。

その他の適法に召集され又は徴集され、召集又は命令により要求された日から軍における勤務又は訓練に服する者。

(2) 士官候補生、空軍士官候補生、海軍士官候補生

(3) 予備兵力の構成員で非現役任務の訓練を受

けている者。ただし州軍の構成員であって連邦任務に従事している場合に限る。

(4) 退役軍人で給与の支払いを受ける権利を有する者

(5) 退役軍人で軍の入院加療を受けている者

(6) 艦隊予備役及び艦隊海兵隊予備役の構成員

(7) 軍法会議の科した刑に服するため軍に拘禁されている者

(8) 海洋大気圏庁、公衆衛生局及びその他の機関の構成員であって、任命により軍とともに勤務する者

(9) 軍隊に抑留されている捕虜

(10) 宣言された戦争又は緊急事態行動において、戦場において軍隊とともに勤務している者又は軍隊に随伴している者

(11) 合衆国が当事国である又は当事国となりうる条約又は協定若しくは承認された国際法上の規則に従う限りにおいて、合衆国の領域外並びにプエルトリコ、グアム及びヴァージン諸島の領域外において軍隊とともに勤務している者、軍隊に雇用されている者及び軍隊に随伴している者

(12) 合衆国が当事国である又は当事国となりうる条約又は協定若しくは承認された国際法上の規則に従う限りにおいて、合衆国の領域外並びにプエルトリコ、グアム及びヴァージン諸島の領域外であって、合衆国による使用のために賃借、保留又は取得され、国防長官の管理下に置かれた区域に所在する者

(13) 捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約第4条の列挙する8のカテゴリーに属する個人で、戦争法規に違反した者

合衆国法典第18編(犯罪及び刑事手続)

第1部(犯罪)

第1章(総則)

第7条 合衆国の特別な海上管轄及び領域管轄(抄)

この章で用いられる「合衆国の特別な海上管轄及び領域管轄」には、次のものが含まれる。

(3) 合衆国が用いるために保有又は取得された土地若しくは要塞、弾薬庫、兵器庫、造船所又は他の必要な建造物を建設するため当該州の議会の同意を得て合衆国が購入又は取得した場所であって、排他的又は競合的管轄権の下に置かれたもの

(7) 合衆国市民による又は合衆国市民に対する犯罪に関していかなる国の管轄権下にもない場所

(9) 移民及び国籍法第 101 条にいう合衆国市民による又は合衆国市民に対する犯罪に関して、次のもの

(A) 所有権にかかわらず、外国における合衆国の外交、領事、軍事及びその他の政府の使節団及び組織体の置かれる土地、これらの使節団及び組織体の利用を目的とした建造物、建造物の一部、土地の従物及び付属物

(B) 所有権にかかわらず、外国における住居で、使節団、組織体及びこれらの使節団又は組織体に合衆国によって任命された構成員に用いられるもの

【参考】

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）（昭和 35 年条約第 7 号）

第 17 条（抄）

1 この条の規定に従うことを条件として、

(a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。

2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰するこ

とができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c) 2 及び 3 の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。

(i) 当該国に対する反逆

(ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪について、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

（略）

（ひやま ちふゆ）